

[事案 23-207] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 7 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

加入していた終身年金保険の特約として医療保険を付加するつもりで申込みをしたが、実際は終身医療保険に転換されていたため、転換契約無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 7 月、自宅を訪問してきた募集人から、「特約の医療保険がある」との説明を受け、特約に加入するつもりで、平成 2 年に加入した保証期間付終身年金保険を終身医療保険に転換したが、下記のとおり募集行為に瑕疵があったので、転換を無効とし、元の終身年金保険に戻してほしい。

- (1) 転換契約申込みの際、募集人から「特約の医療保険である」旨の説明があった。
- (2) 転換後契約の説明および申込書作成は自宅の玄関先で行われ、その時間は 5 分足らずであり、保証期間付終身年金保険から終身医療保険への転換である旨の説明は一切なかった。

<保険会社の主張>

以下のとおり、加入当時、募集人からの不適切な話法や説明等があったとは断定できず、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、転換契約の説明に際し、追加保険料を支払えば、終身医療保険に契約転換でき、医療保障が終身得られることを説明し、転換設計書、ご契約のしおり・約款等を交付している。
- (2) 募集人が取り扱った他の契約者からは同様の申し出は無い。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が「転換前契約に戻してほしい」旨求めていることから、転換申込みにつき錯誤による無効(民法 95 条)を請求していると解し、申立書、答弁書等の書面および申立人への事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 「転換契約に関する確認書」において転換比較説明書等を受領しその内容を確認した旨の申立人の捺印があるものの、以下の理由により、直ちにそのような事実があったことを認めることはできない。
 - ① 「転換契約に関する確認書」は転換後契約の申込書と同一の日付が記されているにもかかわらず、同申込書と異なる印鑑が捺印されている。
 - ② 申立人が転換前契約の保険証券を所持していることは明らかであるが、同確認書においては、「保険証券の有無」につき「無」と記載されている。

- ③保険会社からは、同確認書の作成経緯に関して何らの主張や立証もなされていない。
- (2) 申立人は「65歳から年金が支給されるのを待っていた」旨述べており、終身年金保険を医療保険に転換する動機が見当たらない。
- (3) 上記の事情を総合すると、申立人は、契約転換を、転換前契約への特約の付加であると誤信したものと判断でき、その意思表示には錯誤があったと考えられる。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。